

資料 15 (日中系・居住系・障害児支援)	令和 8 年 3 月 19 日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

「保育士特定登録取消者管理システム」について

令和 6 年 4 月より「保育士特定登録取消者管理システム」の運用が開始となりました。
障害児入所・通所施設において、保育士を採用する際には、本システムを活用することが義務となりますのでご注意ください。

添付資料 ・「保育士特定登録取消者管理システム説明会」資料
(令和 6 年 1 月 3 1 日 こども家庭庁成育局成育基盤企画課)